

「人が人を裁くことの意味」

～昔話法廷「さるかに合戦」を素材に～

山本 聡（神奈川工科大学 教職教育センター）

この4月より小学校で特別の教科「道徳」が始まった。また遡ること7年前から小中学校の法教育が始まった。知識は実践に結びつくわけではないので、法教育でも道徳科でも実践力を養うことに重きを置いている。しかし、ほとんどの教員は法律を専門に学んだわけでもなく、かといって道徳教育を専門に学ぶわけでもない。教養教育や教職課程で少しかじる程度である。おのずと、消費者教育・憲法教育・主権者教育・ルールづくりや司法制度といった知識中心の法教育となる。道徳も同様で、従来からの偉人伝のような押し付けや感動する文章を読ませるといった心情中心の道徳教育に偏る。学習指導要領では「考える道徳」「議論する道徳」とうたっているが、どうすれば実践力につながる法教育や道徳教育に出来るのだろうか。

ここでは、「NHK for school」のコンテンツにある「昔話法廷」のテーマの一つ「さるかに合戦」の資料を基に「人が人を裁く」ことの意味を法と道徳両面から探ることにする。ただ、結論として「被告人のさるを死刑にするのかしないのか」といった死刑制度の存否を問うたり、ディベートのようにそれぞれの論拠を戦わせたりするのではなく、そもそも「悪行に対して罰は何のために与えるのか（刑罰の本質）」、「殺人は死を持って償うしかないのか（同害報復）」、「反省や後悔や償いの気持ちの影響（贖罪の意味）」、「犯行時と裁判時の犯人の変化（贖罪と赦し）」、「裁判は被害者遺族の復讐心を満たすものか（仇討の代替としての死刑）」、そして「人が人を裁く意味（裁判の目的）」といった「法や道徳の本質を考え、議論する」ことを目的とした授業の構成を考えてみる。正義観（“Sense of Justice”）の共有と心情への配慮の相互補完である。

法教育とは、子どもたち（教員も含め）の専門知識のなさを指摘し、近代刑法の原則を押し付けることではない。むしろ、子どもたちの素朴な疑問を契機として刑事司法の問題点をクローズアップし、社会悪を無くすためにはどうすべきなのかを考えることなのではないか。もちろん国民性や法文化の違いは諸国の法制度や解釈の違いに影響を与える。したがって、理性の秩序とされる法律や裁判も、じつは民衆の感情の表現（「死刑」はその最たるもの）の一つであって、裁判官の判決理由には主文への言い訳とともとれる長上（詳細）な説明がなされる。被害者（遺族）にとっても、加害者にとっても、また観衆としての処罰感情にも配慮しながらの説明が行われるのはこの証左である。

「人が人を裁くこと」は、真実の解明や権威による判断といった神聖なるものではなく、むしろ俗なるもの、感情に動かされるものではないか。「合理的な疑い（推定無罪）」の起源は、神判に代わって人が裁くこと、処罰することへの恐れ（被告人の権利ではなく陪審員の躊躇）から生まれたという説（James Q. Whitman, *The Origins of Reasonable Doubt*, Yale University Press, 2008）はより説得力を増す。Guilty or not Guilty なのであって有罪・無罪ではない。裁かれる側の人権保護ではなく、裁く側の恐れ、躊躇といった心理的不安がもとにある。M・ヌスバウムは「法」を社会の成員が共有すべく求められる「感情」の表現と捉え、法の基盤として相応しい「感情」とは何かを問う。「理にかなった感情」とは・・・。